



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程の一部を改正する告示（総務私学課） 1
- 市営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 2
- 市営土地改良事業計画変更の同意（村づくり計画課） 2
- 道路の区域の変更（道路管理課） 2
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 3
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課） 3
- 公有水面埋立地の用途変更の許可申請の要領（港湾課） 3
- 公有水面埋立地の用途変更の承認申請の要領（港湾課） 4

公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市計画・モノレール課） ・ 3件 5

告 示

沖縄県告示第287号

私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程の一部を改正する告示

私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程（平成9年沖縄県告示第618号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第83条第2項」を「第134条第2項」に、「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に改める。

第4条中「、かつ」を削り、「その旨」を「その結果」に改める。

第5条の見出しを次のように改める。

（申請期限等の特例）

第5条の次に次の1条を加える。

（事前審査の省略）

第6条 知事は、第2条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する申請については、同条に規定する審査を省略することができる。

- (1) 私立学校等の廃止に係る申請であって、当該申請時において当該私立学校等に生徒の在籍がなく、かつ、教員の雇用状況を踏まえ、当該私立学校等を廃止することによる社会的影響が少ないと認められるもの
- (2) 私立学校等の設置者が学校法人以外の者である場合において、当該私立学校等の設置者を幼稚園、専修学校又は各種学校等を設置することができる者として知事が別に定める者に変更するための申請（当該者が法人である場合には既に設立されているものに限る。）
- (3) 私立学校等の収容定員に係る学則の変更の申請であって、当該学則の変更により当該私立学校等の総

学級数、教員数又は校舎、運動場の面積に変更がないもの

(4) 私立の高等学校の課程又は学科若しくは専修学校の課程の廃止に係る申請であつて、当該申請時において当該課程又は学科に生徒の在籍がなく、かつ、教員の雇用状況を踏まえ、当該課程又は学科を廃止することによる社会的影響が少ないと認められるもの

(5) 私立の高等学校の広域の通信制の課程の学則の変更に係る申請であつて、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第24条の2各号に規定する事項以外の事項に係るもの

(6) 専修学校の目的の変更に係る申請であつて、分野の変更を伴わないもの、又は、分野の廃止であつて当該申請時において当該分野を構成する学科の全てに生徒の在籍がなく、かつ、教員の雇用状況を踏まえ、当該分野を廃止することによる社会的影響が少ないと認められるもの

2 前項の規定により第2条に規定する審査が省略される場合において、設置等の認可申請の期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 4月1日から9月30日までの間に設置等をしようとする場合 当該4月1日の属する年の前年の9月30日

(2) 10月1日から翌年の3月31日までの間に設置等をしようとする場合 当該10月1日の属する年の3月31日

3 知事は、第1項の規定により第2条の規定による審査を省略した場合には、沖縄県私立学校審議会に諮問し、答申を受けた上で前項第1号の申請にあつては3月31日、第2号の申請にあつては9月30日までに認可の可否を決定し、当該申請者に対しその結果を通知するものとする。

附 則

この告示は、平成23年5月17日から施行し、平成23年度の認可に係る審査から適用する。

沖縄県告示第288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮古島市長から協議のあった内原北地区土地改良事業（農用地保全）の施行について、平成23年4月28日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間 平成23年5月18日から同年6月14日まで

3 縦覧に供する場所 宮古島市役所

4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、市営土地改良事業計画の変更に関し、次のとおり同意した。

平成23年5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 土地改良事業を行う者の名称 宮古島市

2 地区名及び事業名

(1) 地区名 大野地区

(2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）

3 同意年月日 平成23年4月27日

沖縄県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成23年5月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成23年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南風原知念線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	南城市佐数字新里1843番1から 南城市玉城字喜良原505番まで	45.0m ～ 111.0m	489.9m
新	南城市佐数字新里1843番1から 南城市玉城字喜良原505番まで	49.0m ～ 108.6m	489.9m

沖縄県告示第291号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 平成23年 5月 9日から平成24年 3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

沖縄県告示第292号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成23年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 基本測量を実施した地域 那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町及び八重瀬町
- 2 基本測量を実施した期間 平成22年 8月 1日から平成23年 3月22日まで
- 3 作業種類 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成業務）

沖縄県告示第293号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、平成13年沖縄県告示第20号で告示した埋立てに関し、埋立地の用途変更の許可申請があった。その要領は次のとおりである。

なお、申請書面及び関係図書は、平成23年 5月17日から同年 6月 6日まで沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県中城湾港建設事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。

平成23年 5月17日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 許可申請書の受理年月日 平成23年 4月26日
- 2 埋立免許の年月日及び指令番号 平成12年12月19日 沖縄県指令土第1945号
- 3 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 4 用途変更に係る埋立地の区域及び面積
 - (1) 区域 沖縄市字泡瀬931番1の地先公有水面
 - (2) 面積 90,247.84平方メートル
- 5 用途変更の理由 沖縄市における「スポーツコンベンション拠点の形成」をコンセプトとする泡瀬地区

埋立事業見直し結果を受けて、ふ頭用地1（旅客船ふ頭）の整備取りやめや埋立地の全体計画における配置から沖縄県施行における埋立地の用途変更を行う。

6 用途変更の内容

変更前		変更後			
用	途	面積 (ha)	用	途	面積 (ha)
ふ頭用地		約3.2	ふ頭用地		約1.0
観光商業施設用地		約1.6	商業・臨海商業施設用地		約2.4
緑地		約3.6	緑地		約5.0
道路用地		約0.6	道路用地		約0.5
護岸用地		約0.1	護岸用地		約0.1

7 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立地の用途変更に関し利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

沖縄県告示第294号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項において準用する同法第13条ノ2第1項の規定により、平成13年沖縄県告示第21号で告示した埋立てに関し、埋立地の用途変更の承認申請があった。その要領は次のとおりである。

なお、申請書面及び関係図書は、平成23年5月17日から同年6月6日まで沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県中城湾港建設事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。

平成23年5月17日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 承認申請書の受理年月日 平成23年4月26日
- 2 埋立承認の年月日及び指令番号 平成12年12月19日 沖縄県指令土第1946号
- 3 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市おもろまち2丁目1番1号 内閣府沖縄総合事務局
 - (2) 代表者 那覇市松山1丁目21番1号 内閣府沖縄総合事務局長 竹澤正明
- 4 用途変更に係る埋立地の区域及び面積
 - (1) 区域 沖縄市字泡瀬931番1、1127番、48番5、同泡瀬2丁目164番24号、164番59号、同泡瀬3丁目164番58号、164番70号、字泡瀬164番72、字比屋根854番7、854番6、比屋根5丁目854番4、853番3、853番4、851番1、855番3、855番2、855番4、855番及び比屋根5丁目844番から848番1を経て850番1に至る間の土地に接する無地番地の地先公有水面
 - (2) 面積 858,071.44平方メートル
- 5 用途変更の理由 埋立事業における既定のコンセプトは「国際交流リゾート拠点形成」であったが、埋立予定地を取り巻く状況の変化等を踏まえ、県内に同様のコンセプトの開発地がなく、他の開発地との差別化が図られるとともに、沖縄市が最も優位性のある観光資源であるスポーツを活用し、沖縄県総合運動公園と一体となって、県内屈指のスポーツ拠点を形成できる「スポーツコンベンション拠点形成」にコンセプトを変更した。

このコンセプトの変更に伴って、業務・研究施設用地、教育・文化施設用地、住宅用地及び管理施設用地の計画を改め、サッカー、テニス、ソフトボール等の各競技場を有する多目的広場（緑地）やホテル、コンドミニアム等を有する宿泊施設用地等に用途を変更する。

6 用途変更の内容

変更前		変更後			
用	途	面積 (ha)	用	途	面積 (ha)
ふ頭用地		約2	ふ頭用地		—

マリーナ施設用地	約 3	マリーナ施設用地	約 3
交流・展示施設用地	約 5	交流施設用地	約 2
宿泊施設用地	約37	宿泊施設用地	約17
観光商業施設用地	約13	商業・臨海商業施設用地	約 6
業務・研究施設用地	約19	栽培漁業施設用地	約 2
教育・文化施設用地	約 9	教育・文化施設用地	—
住宅用地	約26	健康・医療施設用地	約 8
緑地	約27	住宅用地	—
多目的広場用地	約18	緑地	約18
道路用地	約16	多目的広場用地	約16
管理施設用地	約 1	道路用地	約10
護岸用地	約 3	管理施設用地	—
		護岸用地	約 4

7 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立地の用途変更に関し利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 6・5・那1号奥武山公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 昭和47年9月28日から平成25年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・浦1号浦添大公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和47年9月28日から平成25年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画公園事業

(2) 名称 9・6・3中城公園

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

(1) 収用の部分 平成9年建設省告示第1143号、平成11年建設省告示第923号、平成17年沖縄総合事務局告示第4号及び平成21年沖縄総合事務局告示第20号の事業地のうち沖縄県中頭郡中城村字泊川尻原及び字泊古島原並びに北中城村字大城登原及び字大城川尻原地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 沖縄県中頭郡中城村字泊川尻原及び字泊古島原並びに北中城村字大城登原及び字大城川尻原地内

5 事業施行期間 平成9年4月23日から平成25年3月31日まで

6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	---